第

5 2 9 3

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 8月 20日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 相続時精算課税制度の活用ポイント

♀ : 相続時精算課税制度は、どういう人が 活用するといいのですか?

A:次のような点がポイントになります。 【解説】

相続時精算課税制度は、生前贈与した財産を相続時に、その価額で持ち戻し(加算)して相続税を計算する制度ですから、財産の価額が上がっていくものを贈与するという場合以外は、基本的に相続税の節税は望めません。したがって、相続税の節税をメインで考えるのであれば、この制度を使うよりも、通常の贈与を使った方がよいことになります。

では、どのような場合にこの制度を活用するとよいかといいますと、

- (イ)財産を移転することによって、相続税以外の税(所得税など)の節税効果がある。
- (ロ)子供に贈与税の負担なく資金援助をしてやりたい。
- (ハ)特定の財産を特定の相続人に承継させたい。こんな場合になります。

また、相続税がかからない人であれば、2,500万円までの贈与であれば贈与税も相続税もかかりませんので積極的に活用するといいでしょうし、収益物件のように財産が財産を生むものについては、この制度を活用して贈与すれば、親の財産は増えていかず、子供がその収益を享受できるようになりますので、早めに贈与したほうがいいでしょう。

また、財産の価額が上昇していくと見込まれるものも、早く贈与した方がいいでしょう。







